



第1子から支援します

子育て経済支援策が

変わりました

県では、市町村とともに、平成3年度から子育て経済支援策を行っていますが、出生率は10年連続で全国最下位となり、出生率低下に歯止めがかかっていません。

制度の開始後は、第3子以降の出生率が全国平均を上回る水準で推移するなど大きな効果がありましたが、平成12年からその効果に陰りが見えてきています。

そのため、これまでより多くの子育て家庭が経済的な支援を受けられるように「第1子からの支援」という視点から制度の見直しを行いました。市でも8月1日から実施します。

基本的な考え方

乳幼児福祉医療制度への自己負担の導入と所得制限基準額(注1)を設定していますが、乳児養育支

援金の新設及び保育料助成対象者を拡大することで、多くの家庭で子育ての経済的な負担が軽減される見込みです。

申請してください

支援を受けるためには、申請が必要で、申請書は市役所保険課福祉事務所または総合支所の市民課、福祉環境課にあります。必要書類を添えて、それぞれの担当窓口へ提出してください。申請した月から、助成の対象となります。

幼稚園に保育料助成申請書がありますので、通園している幼稚園で手続きしてください。なお、第3子以降の幼稚園通園者は、4〜7月分の保育料も助成の対象となります。

	旧制度	新制度		申請手続きに必要なもの	問い合わせ先
		対象者			
乳幼児福祉医療制度	自己負担なし (全額助成)	1歳～小学校入学前の児童 (合併の経過措置により所得制限がない場合があります)	自己負担あり(半額自己負担、半額助成) 自己負担額の限度は1カ月1,000円(注2)。	①子供の健康保険証②印かん③福祉医療用の所得課税証明書(③は平成17年1月2日以降に転入されたかたのみ)既に平成17年8月1日から有効の受給者証をお持ちのかたは、手続きの必要はありません。	保険課医療給付係 ☎49 3111(内線240) 比内総合支所市民課 ☎55 1114 田代総合支所市民課 ☎54 3312
		0歳児、市民税非課税世帯	自己負担なし(全額助成)		
保育料の助成	第1子0歳児、第3子以降のみ全額助成	保育施設に入所している児童	①平成17年4月2日以降に生まれた1歳以上の子供は半額助成 ②平成17年4月1日以前に生まれた1歳以上の子供は4分の1助成 ③平成18年4月1日以前に生まれた第1子0歳児、第3子以降の子供には、経過措置として旧制度が適用(全額助成)されます(注3)。	①戸籍謄本②所得証明書③福祉医療費受給者証(幼稚園通園者は写しで可)④施設利用料などを明らかにする契約書など(④は認可外保育施設のみ)	福祉課子育て支援係 ☎49 3111(内線409) 比内総合支所福祉環境課 ☎55 1115 田代総合支所福祉環境課 ☎54 3313 幼稚園にかかる保育料の助成は学校教育課学事係 ☎54 6912
乳児養育支援金	なし	0歳児	平成17年4月2日以降に生まれた0歳児には、平成17年8月から月1万円を支給します(注3、1、2)。	①子供の生年月日を証する書類(戸籍謄本や住民票など) ②所得証明書	福祉課子育て支援係 ☎49 3111(内線409) 比内総合支所福祉環境課 ☎55 1115 田代総合支所福祉環境課 ☎54 3313